

# ユニットケア研修等を実施する際の新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン

## 1. 目的

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日策定（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（以下、「対処方針」という。））に示された業種ごとの感染拡大防止ガイドライン作成の要請を受け、ユニットケア研修等を実施する際の新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

## 2. 基本方針

ユニットケア研修事業等を実施するに当たっては、各地域の状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況がない地域）を把握するとともに、実施の際には、受講者、主催者（実地研修施設の施設長及び職員、講師、日本ユニットケア推進センター（以下、センター）職員）が感染しない、感染させないために、ひいては、その施設の入居者、勤務する職員、家族等を感染させないためにも、センターの研修事業がクラスターにならないよう感染防止に努めるものとする。

なお、研修中にまん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発令された場合、対象地域での実施について、延期、中止の場合があります。

## 3. 新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

主催者、受講者自身が感染しないために、密閉、密集、密接の状況に入ることを日頃から避け、研修時の感染を防ぐため、下記のことを遵守する。

なお、実地研修の実施については、研修実地主体の自治体と実地研修受け入れ施設の意向を考慮して、「別紙 1 コロナ禍における実地研修施設ごとの感染症対策と留意点（一覧）」を遵守し、受講の条件とする。

また、新型コロナウイルス対策ワクチンの普及を考慮し、ワクチンの接種証明の事前提示をすることで、各検査工程を省略できることとする。

### （1）研修開催前

#### ア. 予防に関すること

- ① 日頃から、ウイルスに負けない体をつくり、通常の感染症対策を徹底して自分自身の罹患を避ける。
- ② 国、地域を問わず、海外から帰国して 14 日間が経過していない者と接触しない。
- ③ 研修受講者（同居家族含）が、研修日前日から遡り、1 か月間、海外渡航をしていない。
- ④ 集合研修・実地研修前、14 日間の毎日の体温や症状の有無などを記入した検温表（別紙様式）を提出する。
- ⑤ 主催者は、使用する会場での感染対策を確認するとともに、センターのガイドラインに従って研修が実施できるようにする。

#### イ. 感染症を疑われる症状があった場合

下記については、センターへ報告する。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者と接触したと疑われる場合は参加を控える。受講者の場合は、振替とする。
- ② 同居家族に、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある者がいる場合は、参加を控える。受講者の場合は、振替とする。
- ③ 自宅（宿泊先）での検温を必須とし、発熱症状（37.5 度以上）がある場合は、参加を控える。受講者の場合は控え、振替とする。また、咳の症状、強いだるさ、倦怠感、息苦しさがある等体調がすぐれない場合も同様とする。
- ④ 新型コロナウイルスに罹患した入居者への支援を行っている場合は、参加を控える。受講者の場合は、振替する。
- ⑤ 過去 2 週間以内に、クラスター発生箇所に訪問していたことが分かった場合は、参加を控える。受講者の場合は、振替する。

#### (2) 講義・演習研修（集合研修）

##### ア. 受講者が行う取組み

- ① 受付で検温表（別紙様式）を提出する。なお、忘れた場合は安全の確認がとれないため、研修を見合わせ、振替とする。
- ② 受付で検温し出入口に設置されたアルコール消毒液で必ず手指を消毒してから入室する。
- ③ 会場では、必ずマスクを着用し、咳エチケットを心がけ大声を出さない。
- ④ 講義中または講義の前後で、窓や扉を開けて換気するため、服装で温度調節をする。
- ⑤ 会場で昼食をとる場合は、間隔を空けて会話は控える。
- ⑥ 感染予防のため、必ず自分の筆記用具を使用する。
- ⑦ 受講中に体調の異常を感じたら、直ちに主催者に相談する。

##### イ. 主催者が行う取組み

- ① 会場で使用する机・椅子や備品などは、アルコール消毒を行う。
- ② 講義中または講義の前後で、窓や扉を開けて換気する。
- ③ 講師に発熱などの症状が出た場合、速やかに代替講師を選出する。
- ④ 主催者に体調不良の疑いがある場合、会場への立ち入りを禁止する。
- ⑤ 講師はマスクを着用するなど飛沫感染のリスクを最小限とする。
- ⑥ 研修資料などを配布する際は、手指消毒を行う。
- ⑦ 講師が使用するマイクは一人 1 本、消毒したものを使用する。

#### (3) 講義・演習研修（オンライン）

- ① 感染防止に努めるために十分な換気を維持できる環境を整える。
- ② 施設の備品を使用する場合は、アルコール消毒してから使用する。
- ③ 講師は研修会場に移動する際、国が示す新型コロナウイルス感染状況のステージに応じた感染対策を徹底する。
- ④ 講師に発熱などの症状が出た場合、速やかに代替講師を選出する。

#### (4) 実地研修

##### ア. 受講者が行う取組み

- ① 検温表（別紙様式）を提出する。なお、忘れた場合は安全の確認がとれないため、研修を見合わせ、振替とする。
- ② 受付で体温を測り検温表（別紙様式）へ記入する。発熱症状（37.5度以上）がある場合は、受講を控え振替とする。また、咳の症状、強いだるさ、倦怠感、息苦しさがある等、体調がすぐれない場合も同様である。
- ④ 施設内への出入りの際は、石鹸による手洗い、アルコール消毒で手指を消毒する。
- ⑤ 施設内では、持参した衣類・マスクを着用し、持ち運びができるアルコール消毒液を適宜使用する。
- ⑥ （2）講義・演習（集合研修）の③ - ⑥は、実地研修に置き換え、順守する。
- ⑦ 原則、各実地研修施設が実施する感染対策の方法を順守する。
- ⑧ 研修期間中に体調の不良を感じたら、所属施設及び実地研修施設へ報告する。

##### イ. 実地研修施設が行う取組み

- ① 1週当たりの受講者は3名以下とする。
- ② 受講者の検温する場所を定め、体調を把握する。
- ③ 受講者が施設の行き帰りの衣類を別にするため、着替える場所を用意する。
- ④ 受講者が移動して良い場所・経路、ユニットでの居場所を明らかにする。
- ⑤ 施設内での受講者のマスク着用を徹底し確認する。
- ⑥ 受講者は、ユニットで休憩・食事をすることはしないため、それらの場所を定める。
- ⑦ 受講者が使用する机・椅子や備品などは、アルコール消毒を行う。
- ⑧ 実地研修施設が実施する感染対策の方法を受講者に順守するよう伝え、実施できているか確認する。
- ⑨ 研修期間中、受講者から体調の不良の訴えがあった場合はリスクを最小限にする感染対策を行いセンターへ連絡する。
- ⑩ 受入れ担当者に発熱などの症状が出た場合、速やかに代替の受入れ担当者が対応する
- ⑪ 実習場所では、窓や扉を開けて換気する。冬季も同様に適切な換気を実施するとともに、換気の悪い密閉空間を改善する。

##### ※参考資料

- ・「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等 について」（令和 2 年 11 月 11 日付け  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695178.pdf>

##### <寒い環境でも換気の実施>

- 機械換気による常時換気を  
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気や HEPA フィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる。(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

- ・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

(令和2年11月27日) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15102.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html)

<窓開け換気による室温変化を抑えるポイント>

- 一方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節すること。
- 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も、室温変化を抑えるのに有効である。
- 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意すること。
- 加湿器を使用する場合には、こまめに水を替えるなどレジオネラ対策を講じることも必要である。
- 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さにすること。

#### 4. 感染拡大防止策への取組みについて

##### (1) 研修期間中、感染症が疑われる又は確定した場合

- ① 感染症が疑われる又は確定した者は、自施設等の管理者に連絡する。なお、主催者は「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)に基づき、関係機関等と連携し対応を行う。

##### (2) 研修後、感染が判明した場合

- ① 研修後2週間以内に感染が判明した場合、すみやかに主催者に報告する。

##### (3) 緊急対策本部の設置

- ① (1)(2)が発生した場合、センター内に緊急対策本部を設置し、至急、研修期間中の濃厚接触の可能性がある方への連絡を行い、まん延防止に努める。

- ② 研修の継続の可否

- ・研修を実施している地域の感染状況により、研修の継続の可否をする。
- ・継続不可と判断した場合は、研修を中止する。

##### (4) その他

国及び自治体からの通達等により感染拡大を防止するため、研修期間中に研修を中止することがある。

参考：厚労省資料

- ・「介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか!感染対策について」
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」
- ・「介護現場における感染対策の手引き第2版」
- ・「介護職員のための感染対策マニュアル(施設系)」

# 受講者体調チェック表

( ) 月) 施設名:

名前:

	日(曜日)	朝の体温	夕の体温	該当項目に○										その他・備考		
				だるさ	食欲不振	嘔吐	呼吸困難	せき	喉の痛み	くしゃみ	鼻水	味覚・臭覚・聴覚異常	関節・筋肉痛		腹痛・下痢	
例	1(火)	36.8°C	37.2°C	○	○			○	○		○					だるさがひどい
実地研修 14日前	( )															
13日前	( )															
12日前	( )															
11日前	( )															
10日前	( )															
9日前	( )															
8日前	( )															
7日前	( )															
6日前	( )															
5日前	( )															
4日前	( )															
3日前	( )															
2日前	( )															
1日前	( )															
実地研修 1日目	( )															
実地研修 2日目	( )															
実地研修 3日目	( )															
実地研修 4日目	( )															

検温期間: 月 日( ) ~ 月 日( )